

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2資産活用課長の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当事務に係る単価契約に基づく契約に関すること。

同項に次の1号を加える。

(15) 担当事務に係るガス、電気、電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。

別表第2給水工事事務所長の項第17号及び同表給水工事事務所の庶務を担当する課長の項第17号中「5,000,000円」を「10,000,000円」に、「補助配水管及び給水装置工事の施行」を「工事施行決定」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)